

① 件 名	石巻市魚町水産加工共同排水処理施設について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」については、魚町水産加工団地内の事業場等から排出される汚水を当該施設において受け入れ、一括して終末処理し、排水可能な水質にして旧北上川へ放流していた。震災前は市所有分の施設と排水処理公社所有の施設があり、市は普通財産として施設の貸し付けを行っていた。</p> <p>しかし、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたため、水産業共同利用施設災害復旧支援事業及び水産業共同利用施設復旧整備事業により石巻市が一括して復旧整備中である。（詳細別紙）</p> <p>【目的】</p> <p>水産加工団地内事業者の事業再開を促進するとともに、周辺地域の生活環境を整備することを目的として「石巻市魚町水産加工共同排水処理施設」を設置し、復旧された当該施設に対し指定管理者制度を導入することで、運営費用の軽減を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画または個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p> <p>・震災復興基本計画：第3章 施策大綱3 1－（3）被災水産業への再建支援</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成24年3月 応急復旧工事实施</p> <p>平成24年9月 実施設計</p> <p>平成25年2月 工事着工</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市魚町水産加工共同排水処理施設の概要</p> <p>（1）【施設の名称】 石巻市魚町水産加工共同排水処理施設</p> <p>（2）【敷地面積】 26,076.30㎡（処理場）</p> <p>（3）【施設内容】</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 共通施設 （施設管理棟、資機材保管庫）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 水処理施設 （原水槽、夾雑物除去脱水設備棟、前加圧浮上設備棟、曝気槽、沈殿槽、滅菌放流設備棟）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 汚泥処理施設 （給水・薬品・汚泥脱水設備棟、汚泥乾燥設備棟、天日乾燥設備棟、汚泥倉庫）</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 排水施設 （魚町一丁目から三丁目にかけて埋設した汚水管 総延長 約12,000m）</p>

<p>(4) 【業務内容】 使用の許可、魚町水産加工団地内の事業場から排出される汚水の処理、処理施設の建物・設備等の維持管理に関すること 等</p> <p>(5) 【運営形態】</p> <p>ア 管理運営 指定管理者に行わせることができるものとする。</p> <p>イ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。 (汚泥処理施設での余剰汚泥の肥料化事業 等)</p> <p>ウ 使用料 (公社) 石巻市水産加工排水処理公社において、各年度の処理料金を設定する際に上限の目安としてきた「1 m³あたり300円」を継承することとし、使用料上限とする。</p> <p>※加工団地内の企業が休業であっても当該施設内の設備にて生活雑排水等の汚水の受け入れを常時行っていることから、開所日等は定めないこととする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果 (財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>【効果】</p> <p>魚町水産加工団地内の事業所等から排出される汚水を効率的に処理、放流を行うことで水産加工団地内事業者の本格稼働を促進すると共に、周辺地域の生活環境を整備することで、水産加工業の健全な発展が図られる。</p> <p>【指定管理費用 (財源措置)】</p> <p>経常的な管理費用は、利用料金その他の事業収入で賄うこととする。なお、指定管理者の責によらない大規模な修繕の必要が生じたときは、市と協議の上決定する。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>他自治体における同様の政策はなし。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年 9月 市議会第3回定例会に設置条例について提案</p> <p>平成28年 9月</p> <p>～12月 指定管理候補者の選定</p> <p>平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理候補者の提案</p> <p>平成29年 3月 施設竣工、基本協定書の締結</p> <p>平成29年 4月 指定管理者へ施設管理の移行</p>
<p>⑨ その他</p>